

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 12 月 1 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
たら固定式刺し網漁業	3 隻	10 トン未満	定めなし	次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域 ア 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 7. 0 海里の点 イ 鮫角灯台中心点から真方位 90 度 9. 2 海里の点 ウ 鮫角灯台中心点から真方位 82 度 12. 2 海里の点 エ 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 10. 5 海里の点	1 月 15 日から 2 月 25 日まで	階上漁業協同組合の組合員	令和 7 年 12 月 1 日から 令和 7 年 12 月 12 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 1 月 15 日から令和 8 年 2 月 25 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する網の目合いは、165 ミリメートル（5 寸 5 分）以上とすること (2) 使用する網の数は、5 ヶ統以内（1 ヶ統 540 メートル以内）とすること (3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名を明記した赤色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げるとともに、夜間にあっては、電灯その他照明装置を設置し発光させること (4) 操舵室上部に、黄色ペイントで両面を塗装した標識板（縦 35 センチメートル以上及び横 70 センチメートル以上）を掲示すること (5) 船体両舷に、大きさ 8 センチメートル以上、太さ 2 センチメートル以上及び間隔 2 センチメートル以上の黒色文字で許可番号を表示すること
	1 隻					八戸みなと漁業協同組合の組合員		